

2025 年 6 月

お客さま各位

株式会社 千葉興業銀行

「証券取引販売者間移管手数料」および「証券取引報告書類再発行手数料」 新設のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、2025 年 7 月 1 日（火）より証券取引（投資信託・公共債）に関して「当行から他の金融機関へ、投資信託・公共債の残高を移管するお取引」および「投資信託・公共債のお取引に関して発行した郵送書類の再発行」に対して手数料を新設いたします。内容につきましては下記のとおりとさせていただきますので、ご案内申し上げます。

今後もお客さまの幅広いニーズにお応えできるサービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設日

2025 年 7 月 1 日（火）

2. 新設する手数料

対象となるお取引	手数料の名称	手数料の内容
当行から他の金融機関へ、投資信託・公共債の残高を移管するお取引（※1）	証券取引販売者間 移管手数料	1 回の取引につき 3,300 円（消費税込）
投資信託・公共債のお取引に関連して発行した郵送書類の再発行（※2）	証券取引報告書類 再発行手数料	1 通につき 550 円（消費税込）

（※1）お客さまの保有銘柄や移管を希望される他金融機関の都合により、移管のお手続きをお受けできない場合もございます。

（※2）再発行につきましては、郵送書類の当初の発行日から 3 カ月以内の書類に限ります。
また、書類によっては再発行のご希望に添えない場合もございますので、窓口にてご相談ください。

以上